

平成 20 年 10 月 6 日付け 20 動検第 713 号  
平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号（一部改正）  
平成 30 年 6 月 29 日付け 30 動検第 360 号（別記の一部改正）  
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1334 号（一部改正）  
令和 2 年 11 月 9 日付け 2 動検第 714 号（一部改正）  
令和 5 年 3 月 30 日付け 4 動検第 1369 号（一部改正）

## 動物の輸入検疫要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 45 条第 1 号に掲げる動物（種卵を含む。以下「動物」という。）の輸入検疫は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）、規則及び本要領（別途定める場合を除く。）に基づき実施する。

検査手続に係る届出、申請及び処分通知等については、届出・申請者の利便性を考慮し、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号。以下同じ。）に定める電子情報処理組織等により行うことができるものとする。

### 1 届出前の指導

家畜防疫官は、検疫手続きが円滑に実施できるよう輸入予定者又はその代理人に対し、関係法令（家畜衛生条件を含む。）及び検疫手続並びに輸入者の責務について説明する。

### 2 輸入に関する届出

#### （1）届出の方法

法第 38 条の 2 及び規則第 47 条の 2 並びに 3 に基づく届出は、「動物の輸入に関する届出書」（別記様式第 1 号）を動物検疫所長に提出することにより行わせる。届出事項に変更が生じた場合、速やかに「動物の輸入に関する変更届出書」（別記様式第 2 号）を提出させる。

届出が必要な動物のうち牛、豚、肥育用素馬及び家きんについては、届出書中の「その他参考となるべき事項」の欄に、仕向先農場の名称、住所及び頭数を記入させる。

また、健康な動物の輸入及び係留検査の円滑な実施に必要となる輸出国及び生産農場等の家畜衛生状況等に関する情報を収集させ、係留場所を管轄する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）に報告させる。

#### （2）動物検疫所長の通知

動物検疫所長は、届出事項を審査し、また、変更届出書が提出された場合は再度審査し、

##### ア 輸入して差し支えないと認めた場合

ロット番号を付し、法第 40 条第 1 項の検査を行う係留場所を輸入者、到着港を管轄する動物検疫所の長（以下「到着港所長」という。）及び係留場所を管轄する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）に通知する。

##### イ 輸入検査の円滑な実施が困難と認めた場合

輸入者に対し輸入の時期又は場所を変更するよう指示する。

輸入検査の円滑な実施が困難と認めた場合とは、係留場所の確保ができない、係留検査中の適切な飼養管理ができない、検査に必要な機器の使用が困難な場合等とする。

### (3) 到着港所長及び検査担当所長の対応

(2) の通知を受けた到着港所長及び検査担当所長は、仕出国、寄港地等の家畜衛生状況等に関する情報を収集し、関係者と必要な調整を行い動物の輸入前までに検査の実施体制を整備する。

検査担当所長は、「輸入家畜の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 674 号。以下同じ。）の 1 の (3) のアにより、着地検査を実施する都道府県畜産主務課長に届出書の写しを送付することにより通知する。

## 3 輸入検査の申請

### (1) 申請の方法

法第 40 条第 1 項に基づく輸入検査の申請は、「輸入検査申請書」（別記様式第 3 号）を動物検疫所（到着港所長及び検査担当所長）に提出することにより行わせる。

申請書の提出は、円滑な検査の実施の準備に必要な、到着予定日の概ね 7 日前までにさせ、申請書中の「備考」の欄に 2 の (2) のロット番号を記入させる。ただし、ロット番号が付与されていない動物については、検査担当所長がロット番号を付与し、記入する。

検査担当所長に提出する輸入検査申請書には、「係留検査に係る届出・誓約書」（別記様式第 4 号）及び「動物管理人についての届出・誓約書」（別記様式第 5 号）を添付させる。

また、偶蹄類の動物、馬及び家きんについては、個体識別番号（牛に限る）、仕向先、仕出国等に関する情報を提出させる。

### (2) 都道府県への通知

輸入検査申請書を受理した検査担当所長は、輸入検査が円滑に実施できるか検討し、

ア 実施できると判断した場合、「輸入家畜の取扱いについて」の 1 の (3) のイにより、着地検査を実施する都道府県畜産主務課長に輸入検査申請書の写しを送付することにより通知する。

イ 実施できないと判断した場合、動物検疫所長と対応について協議する。

### (3) 到着時検査の検討

輸入検査申請書を受理した到着港所長は、法第 41 条に基づく輸入に先立つ検査（以下、「臨機・船検査」という。）の実施の必要性について検討する。

## 4 輸送計画書の提出

到着港所長は、到着港に所在する係留施設以外へ動物を運搬する場合には、動物の到着予定日の少なくとも 2 日前までに動物輸送計画書を提出させる。

## 5 係留検査に係る輸入者への指示

- (1) 輸入者及び管理者への係留検査に当たっての家畜防疫官の指示は原則として次による。
- ア 係留動物の飼養管理及び検査の補助業務については、輸入者が家畜伝染病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、関税法等関係法令や家畜防疫官の衛生管理に係る指示に基づき適切に実施できるよう責任を負うこと。
  - イ 「係留検査受検上の留意事項」(別紙)の他、家畜衛生上或いは国有財産の管理上の指示事項を遵守し、動物の係留検査が円滑に実施できるよう努めること。
  - ウ 係留施設等の使用は、善良なる維持管理により行うこと。
  - エ 輸入者又は管理者の責に帰すべき事由により、係留施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、遅滞なくその旨を届出、かつ、これを原状に回復すること。
  - オ 係留施設に検査や飼養管理の支障となるような破損や劣化を認めたときは、速やかに動物検疫所に報告すること。
- (2) 指示事項は、係留動物の種類や各所の実情に応じて、輸入者及び管理者と必要に応じて協議した上で、修正することができる。

## 6 到着港における検査等

### (1) 到着時検査

家畜防疫官は、輸入動物の陸揚げ又は取卸し(以下「陸揚げ」という。)が、動物が逃亡することなく、円滑に実施できる状況にあることを事前に確認するとともに、関係者に必要な指示を行う。

家畜防疫官は、到着した動物について、輸出国政府機関の発行する検査証明書、輸送状況等の確認を行い、必要に応じて臨機・船検査を行う。なお、検査を適切に行うことができない場合、陸揚げ後速やかに動物検疫所、駐機場または保税上屋等の家畜防疫官が指定する場所で実施できるものとし、この場合家畜防疫官は、輸入動物を他の動物と区別し、同一の場所に蔵置しないよう事前取扱者に指導する。

### (2) 係留施設への運搬に係る指示

ア 家畜防疫官は、臨機・船検査を実施する必要があると判断した又は臨機・船検査において監視伝染病を疑う所見を認めなかった場合、輸入者に対し、陸揚げを許可するとともに、運搬経路、動物の運搬車両及び汚物の処理を含め、運搬中に他の動物との混載、汚物の飛散等がないよう家畜衛生上安全に運搬が行われるために必要な事項について指示する。

また、家畜防疫官は、陸揚げ機材等の消毒、運搬及び処分等に当たっての必要な事項について指示する。

イ 家畜防疫官は、臨機・船検査において監視伝染病を疑う所見を認めた場合、速やかに到着港所長に報告する。報告を受けた到着港所長は、上部機関及び関係機関との調整を速やかに実施し、消毒、安全な場所への移動や隔離等の検査に基づく必要な処置を指示又は実施する。

### (3) 検査結果の報告等

家畜防疫官は、臨機・船検査結果を電子情報処理組織等により登録する。臨機・船検査を実施しなかった場合は、到着時検査記録の備考欄にその旨を記載する。

## 7 係留検査

### (1) 係留期間

動物の係留期間は、規則第 50 条に基づく係留期間（動物が係留施設に到着した日及び係留施設から搬出する日を除く。）とする。種卵にあつては、最終孵化日を起算日とする 14 日間を終了するまでを係留期間とする。動物検疫所長は、規則第 50 条第 1 項の期間を延長する必要がある場合、上部機関と調整の上期間を決定する。

### (2) 係留施設への収容

家畜防疫官は、動物の逃亡防止対策を含め円滑かつ安全に収容できるよう輸入者等に必要な指示を行う。また、動物の到着港から係留施設までの輸送の状況を輸入者等から聴取し、収容中又は収容後速やかに動物の臨床検査を実施する。

### (3) 係留期間に実施する検査

家畜防疫官は、「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針の制定について」（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 動検甲第 687 号）に従い検査を実施する。

検査担当所長は、精密検査部において実施する検査がある場合、精密検査部担当課長と事前に調整を行い、精密検査の依頼及び結果報告は電子情報処理組織等により行う。

### (4) 検査に基づく処置

検査担当所長は、検査の結果、動物が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがあると認められた場合、速やかに上部機関に報告し、係留期間の延長を含め消毒、隔離等の検査に基づく処置を輸入者に指示又は実施する。

### (5) 自主検査

輸入者等による係留期間中の自主検査（係留期間中に採取した材料を用いた輸入検査終了後の検査を含む。）は、原則認めない。

### (6) その他

検査担当所長は、係留期間中に、輸入者から自主的な動物の殺処分、返送等についての要望がなされた場合は、その理由を検討の上、関係法令及び検査手続き上問題がないと判断した場合、家畜衛生上必要な条件を付しこれを認めることができる。この際、輸入者から証明の求めがあつた場合には、当該証明書を交付する。

## 8 輸入検査証明書の交付

家畜防疫官は、法第 44 条に基づき、検査の結果動物が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められるときには、輸入者に「輸入検査証明書」（別記様式第 6 号）を交付する。輸入検査証明書を書面により直接交付する場合は、家畜防疫官が「動物検疫所行政文書取扱要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 消安第 250 号）に基づき、受領簿等によるその接受を記録する。ただし、必要がある場合は、受領者の同意を得た上で受領簿等に署名させる。

また、係留機関中における死亡及び焼却等に対して輸入者から証明の求めがあつた場合には、当該証明書を交付する。

## 9 都道府県への検査結果の通知

検査担当所長は、輸入検疫証明書の交付後速やかに着地検査を実施する都道府県畜産主務課長に、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果等を「輸入家畜の取扱いについて」の2の(2)により通知する。ただし、蜜蜂に関しては着地検査の実施はないが、仕向先の都道府県より要望がある場合には同様の通知を行う。

## 10 監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知

- (1) 検査担当所長は、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがあると認められた動物を摘発した場合、「輸入家畜の取扱いについて」の2の(1)により、当該動物及び当該動物と同一ロットの動物(同一航空機又は船舶で輸入された動物及び当該動物と同一の畜舎に収容されていた動物をいう。以下同じ。)の着地検査を実施する都道府県畜産主務課長に通知する。
- (2) 検査担当所長は、7の(4)の検査に基づく処置又は7の(6)の殺処分、返送等を行った場合、「輸入家畜の取扱いについて」の2の(2)により、当該動物及び当該動物と同一ロットの動物の着地検査を実施する都道府県畜産主務課に通知する。ただし、蜜蜂に関しては着地検査の実施はないが、仕向先の都道府県より要望がある場合には同様の通知を行う。

## 11 国内において法第32条に基づく家畜等の移動制限が実施された場合の対応

- (1) 到着港所長は、係留施設までの動物の運搬において制限区域内を通過しないよう輸入者に指示する。

検査担当所長は、係留施設から仕向先農場までの運搬において制限区域を通過しないよう輸入者に指示する。

制限区域内を通過しなければならない場合は、到着港所長又は検査担当所長は、事前に上部機関及び当該区域を管轄する都道府県畜産主務課と協議する。
- (2) 検査担当所長は、仕向予定地が制限区域内に所在する場合、輸入者及び着地検査を実施する都道府県畜産主務課と事前に協議する。
- (3) 到着港所長又は検査担当所長は、到着港又は係留施設が制限区域内に所在する場合、動物検疫所長と協議の上、到着港、係留施設又は輸入時期の変更等について輸入者に指示する。

また、係留期間中に当該施設が制限区域内となった場合、検査担当所長は係留場所が所在する都道府県畜産主務課と協議を行う。

(別紙)

## 係留検査受検上の留意事項

係留検査を受検する上で遵守すべき事項は、次のとおりとする。ただし、身体に危険が及ぶおそれがある場合は、この限りではない。

### 1 係留動物の健康等のリスクに関する留意事項

係留期間中は、次のリスクがあることをあらかじめ十分認識すること。

- (1) 輸送によるストレス、給餌する飼料、畜舎、気候等の環境変化により、係留期間中の動物の体調に変調を来す場合があること。
- (2) 動物の移動、搬出入、採血及びこれらに伴う保定作業、日常の飼養管理において突発的に発生する事故等のやむを得ない事情により、動物が負傷、場合によっては死亡する場合があること。
- (3) 係留期間中に監視伝染病の摘発があった場合、係留延長、殺処分等の措置がとられる場合があること。

### 2 検疫区域への出入りに関する留意事項

- (1) 動物検疫所へ出入りする関係者に対し、本「係留検査受検上の留意事項」を周知徹底させること。
- (2) 検疫区域へ出入りできる時間は、動物検疫所の執務時間内（8:30～17:15）とする。出入りする場合は、事前に動物検疫所に備え付けの検疫区域内出入記録簿に所要事項を記載して家畜防疫官の許可を受けること。  
なお、やむを得ない理由により執務時間外に出入りする場合もこれに準ずる。
- (3) 検疫区域内に入場する際は、その都度、所定の場所で専用の衣服に更衣し、専用の長靴に履き替え、手指及び長靴の消毒を行うこと。また、検疫区域から退場する際は、手指の消毒を行うこと。  
なお、動物管理人及び係留動物（うさぎ及び蜜蜂は除く。）に接触した者は、入浴後に検疫区域を退場すること。
- (4) 検疫区域に車両を出入りさせる場合は、その都度、車両消毒装置で消毒すること。車両の運転者は検疫区域内で降車しないこと。やむを得ず降車する場合は、上記（3）に準じた措置を講じること。  
動物の輸送車両については、動物の取卸し終了後は、車両内に残った敷料や排せつ物を取り除き、洗浄及び消毒を行った上で検疫区域内から退場させること。
- (5) 係留動物を収容した畜舎の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、畜舎への出入りの際は手指及び長靴の消毒を実施するとともに、清潔な作業着及び長靴を準備し、作業に当たっては必ず更衣すること。消毒液は適時交換し、衣服又は長靴に排せつ物、汚物等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の輸入検疫要領の別記様式第3号（係留検査に係る届出・誓約書）及び別記様式第4号（動物管理人についての届出・誓約書）により届出をした者以外の者を検疫区域内に入れないこと。

- (7) 他のロットの動物が収容されている畜舎及びその周辺に立ち入らないこと。
- (8) 動物の輸送車両の搬出入においては、事故等のないよう細心の注意を払うこととともに、家畜防疫官の指示に従うこと。

### 3 動物管理人に関する留意事項

- (1) 動物管理人は、動物の飼養管理に関する知識及び経験を有するとともに、本「係留検査受検上の留意事項」を遵守できると認められる者で、家畜防疫官の指示に従うことのできる者としてすること。

また、動物管理人は、原則として動物の飼養管理の従事前一週間は、飼養管理する同種動物との接触がなく、海外から入国又は帰国していないこと。やむを得ずこれらに抵触する者が動物の飼養管理を行う場合は、事前に家畜防疫官に報告し、指示を受け、これに従うこと。

- (2) 動物管理人は、動物による負傷に十分注意を払うこと。
- (3) 動物管理人が複数の場合は、家畜防疫官の指示事項の伝達及びその励行を徹底させるため、輸入者は動物管理人の中から責任者を指名してこれに当たらせること。
- (4) 動物管理人が動物検疫所内に宿泊する場合は、あらかじめ動物検疫所庁舎等管理規則で定める必要な手続を完了させること。
- (5) 外来者との面談、物品の接受等については、家畜防疫官の指定した場所で行うこと。

### 4 係留動物の飼養管理に関する留意事項

- (1) 動物管理人は、常に係留動物の健康状態に細心の注意を払い、所定の飼養管理日誌に係留動物の健康状態、作業内容等必要事項を毎日記録するとともに、異常を認めた場合は、速やかに家畜防疫官にその旨を連絡すること。
- (2) 動物管理人は、朝夕2回、給餌前に係留動物の体温を測定し（家きん、種卵、うさぎ及び蜜蜂についてはその限りではない。）、体温表に記録すること。
- (3) 種卵については、動物管理人は定期的に検卵し、大量の死ごもり卵が発生する等の異常を認めた場合は、速やかに家畜防疫官にその旨を連絡すること。
- (4) 家畜防疫官の許可なく投薬・ワクチン接種等の治療・予防行為（餌に薬物を混ぜる等を含む。）や検査（健康状態を把握するための観察は含まない）を行わないこと。
- (5) 糞、汚物の搬出は、家畜防疫官の指示及び許可の下行うこととし、これを所定の場所で処理すること。
- (6) 係留動物の健康に悪影響を及ぼすような管理方法で係留動物を飼養しないこと。
- (7) 係留期間中及び仕向地への輸送に使用する飼料、敷料、飼養管理器具等は、新品又は衛生的なものを使用すること。やむを得ず他の畜産関連施設等で使用し、又は使用したおそれのある飼養管理器具等を検疫区域内に持ち込む場合は、事前に家畜防疫官に連絡し、洗浄・消毒を行うこと。

また、係留動物の飼養管理及び動物管理人の日常生活に必要な物品、過去4か月以内（家きん及び馬の場合は2か月以内）に海外で使用した衣服及び靴を検疫区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に家畜防疫官に連絡し、

洗淨、消毒その他の措置を講ずること。

(8) 係留期間中、飼料、敷料等に使用する稲わら等は、病原体に汚染されている疑いがないものを使用する観点より、原則として、以下のいずれかであること

ア 国産の稲わら等を使用する場合

家畜伝染病の病原体が野生動物に感染したことが確認され、当該疾病の家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に農林水産省告示で示す地域（大臣指定地域）及び家畜伝染病予防法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動が制限された区域以外の由来であり、かつ、清潔に保管及び流通している製品であること。

イ 輸入の稲わら等を使用する場合

家畜伝染病予防法施行規則第 43 条の表の地域以外の地域由来であること。

(9) 輸入者等が飼養管理のために必要な資材を持ち込む際には、事前に動物検疫所に確認をとること。また、資材の持込み時には家畜防疫官から当該品の確認を受けること。

(10) 死亡した蜜蜂は動物検疫所から持ち出さず、検疫日ごとに死亡個体をビニール袋等に入れ、家畜防疫官に渡すこと。

(11) 蜜蜂の飼養管理は、原則、家畜防疫官の立会いの下行うこと。なお、家畜防疫官不在時は、輸入者等の作業の様子が把握できるよう、動物検疫所が録画することがある。

## 5 係留施設の維持、管理に関する留意事項

(1) 火災予防に十分注意し、喫煙及び火気の使用は所定の場所で行い、構内歩行中及び畜舎（居住区を除く）では喫煙しないこと。

(2) 係留施設に収容する動物の飼養管理に関わる資材（消毒薬等）及び動物管理人の生活用品等については、輸入者が準備して管理すること。また、係留施設で使用した電気及び水道等の光熱水料は輸入者が負担すること。

(3) ガス、ストーブ、電熱器及び動物保温用器具等の火器や特殊用具を使用する場合は、あらかじめ、庁舎責任者の許可を受けた上で十分注意して使用すること。

(4) 畜舎及び飼養管理に使用する器具等の清掃（必要に応じて消毒）、汚物、汚水の処理を適切に行い、常に清潔に保つこと。

(5) 係留検査終了後、輸入者は係留施設の清掃、洗淨、消毒を実施すること。

(6) 節電、節水に努めること。

(7) 衛生害虫（ハエ、カ、アブ等）及び悪臭の発生防止について、十分な対策を講じること。

## 6 その他の留意事項

(1) 国内において家畜伝染病予防法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限が実施された場合、原則として次のとおりとする。

ア 動物管理人、到着港（空港）での取卸し作業者、輸送車両の運転者（助手を含む）は、移動制限区域で移動制限の対象動物種の動物を飼養する者以外の者とする。

イ 検疫区域に出入りする車両及び係留検査を受ける動物の輸送車両は、検疫区域の出入り又は動物の輸送の直前一週間は、移動制限区域内で移動制限の対象動物種の



動物及び関連物資を積載しなかったものとする。

(2) 執務時間外の緊急連絡先は、あらかじめ担当家畜防疫官が通知した連絡先とする。

(別記様式第1号)

様式第二十一号の三

動物の輸入に関する届出書

届出者住所氏名

（ 法人の場合には、その名  
称及び代表者の住所氏名 ）

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり動物を輸入したいので、家畜伝染病予防法第38条の2第1項の規定により、届出をいたします。

種	類	
頭	数	
区分	性別	
	年齢別	
	生産地別	
輸入の時期（到着予定年月日）		
輸入の場所		
荷受人住所氏名		
荷送人住所氏名		
とう載予定地及びとう載予定年月日		
とう載予定船舶（航空機）名		
その他参考となるべき事項		

記入上の注意 その他参考となるべき事項欄には、輸入しようとする動物の用途、妊否及び種付年月日、仕向地その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

(別記様式第2号)

動物の輸入に関する変更届出書

年 月 日

動物検疫所長 殿

(法人の場合には、その名称及び

届出者住所氏名

代表者の住所氏名)

年 月 日付け (届出 (ロット) 番号 ) で提出した動物の輸入に関する届出については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。

届出受付番号			
変更理由			
		変更前	変更後
種類			
頭 (羽) 数			
区分	性別		
	年齢別		
	生産地別		
輸入の時期 (到着予定年月日)			
輸入の場所			
荷受人住所氏名			
荷送人住所氏名			
とう載予定地及び とう載予定年月日			
とう載予定船舶 (航空機) 名			
仕向地			
その他参考となるべき事項			

記入上の注意

- 変更前の欄には、記入事項をすべて記入し、変更後の欄は変更事項の該当箇所のみを記入すること。
- 仕向地の欄には、仕向先都道府県名を記入し、と畜場直行畜の場合は、と畜場名とその所在地を記入すること。

(別記様式第3号)

様式第二十三号

輸 入 検 査 申 請 書

申請者住所氏名

〔 法人の場合には、その名  
称及び代表者の住所氏名 〕

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり輸入したいので検査を申請いたします。

種	類	
頭	数	
区 分	性 別	
	年 令 別	
	用 途 別	
	生 産 地 別	
経	歴	
仕	向 地	
荷 受 人 住 所 氏 名		
荷 送 人 住 所 氏 名		
とう載予定地及びとう載予定年月日		
とう載予定船舶（航空機）名		
到 着 年 月 日		
備	考	

(別記様式第4号)

係留検査に係る届出・誓約書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者 (法人の場合には、その名称及び  
代表者の住所氏名)

住 所

氏 名

年 月 日付けをもって申請した輸入動物( )の係留検査を受けるに  
当たって、下記の者を係留施設に出入りさせたく届出をいたします。

また、貴所からの輸入動物の係留検査に係る指示については、これを完全に履行する  
とともに、係留施設に出入りする者に履行させることを誓約します。

記

氏 名	年 齢	所 属 部 課	連絡先電話番号		過去一週間の海外からの入国 (帰国)歴の有無。有の場合 は滞在国(地域)名及び期間
			昼 間	夜 間	

(記載上の注意事項)

輸入者の組織に所属しない者については、「所属部課」の欄は、所属会社名を記載すること。

(注) 本様式は、各所の実情に応じて修正を行うことができる。

(別記様式第5号)

動物管理人についての届出・誓約書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者 (法人の場合には、その名称及び  
代表者の住所氏名)

住 所  
氏 名

年 月 日付けをもって申請した輸入動物 ( ) の係留期間中の飼養管理については、下記の者にこれを行わせることとしたいので届出をいたします。

また、貴所からの輸入動物の係留検査に係る指示については、これを完全に履行するとともに、動物管理人に履行させることを誓約します。

記

氏 名	年齢	勤務先名称等	過去一週間の海外からの入国(帰国)の有無。有の場合は滞在国(地域)名及び期間	備考

(記載上の注意事項)

- 1 責任者は最上段に記載すること。
- 2 動物検疫所以外の場所に宿泊する場合は、宿泊場所及びその電話番号を備考欄に記載すること。

(注) 本様式は、各所の実情に応じて修正を行うことができる。

(別記様式第6号)

様式第二十四号

輸 入 検 疫 証 明 書

検疫番号

申請者住所氏名

〔 法人の場合には、その名  
称及び代表者の住所氏名 〕

交付年月日

種	類	
頭	数	
区 分	性 別	
	年 令 別	
	用 途 別	
	生 産 地 別	
搭 載 地		
搭 載 船 舶 ( 航 空 機 ) 名		
荷 送 人 住 所 氏 名		
荷 受 人 住 所 氏 名		
取 扱 人 住 所 氏 名		
仕 向 地		
到 着 年 月 日		
収 容 年 月 日		
解 放 年 月 日		
け い 留 中 の 健 康 状 態		
検 査、注 射、薬 浴 又 は 投 薬 の 実 施 状 況		

上記は、家畜伝染病予防法第40条(第41条、第42条、第43条)の規定により、制規の検疫を終了したことを証明する。

年 月 日

農林水産省動物検疫所  
家 畜 防 疫 官

氏名